# 組織規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県理学療法士会(以下、「本会」という。)の組織、所掌事務及び職制等に関して、定款で定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

# (組織)

- 第2条 会長は、本会の会務の運営のため、次の各号に定める局、部、委員会を置く。
  - (1)業務執行理事会
  - (2) 社会・職能局
  - (3) 学術·教育局
  - (4) 普及啓発局
  - (5) 事務局
  - (6) 委員会

#### (職制)

- 第3条 前条の局、部、委員会には、局長、部長、委員長を置く。局長、部長、委員長 は、会務を分担し管理運営する。
- 2 局長は理事会の承認を得て会長が任命する。
- 3 部長は理事会の承認を得て会長が任命し、部員は部長が選任して会長が委嘱する。
- 4 委員長は理事会の承認を得て会長が任命し、委員は委員長が選任して会長が委嘱する。

#### (業務執行理事会)

- 第4条 業務執行理事会は、定款第20条第3項に規定する業務執行理事をもって構成し、理事会より付託された次の会務を執行する。
  - (1) 理事会提出議題の調整
  - (2) 緊急を要する案件の処理
  - (3) その他、業務執行理事会への付託が妥当であると理事会が議決した事項

#### (社会・職能局)

- 第5条 社会・職能局は、理学療法及び本会の社会貢献、理学療法士の職域の拡大・追求を行い、次の各部をもって構成する。
  - (1) 地域ケア推進事業部
  - (2) 地域自立支援センター推進事業部
  - (3) スポーツ支援事業部

#### (学術・教育局)

- 第6条 学術・教育局は、会員の生涯教育及び学術としての理学療法の追求を行い、次の各部をもって構成する。
  - (1) 学会・学術誌部
  - (2) 生涯学習部
  - (3) 卒前教育部

# (普及啓発局)

- 第7条 普及啓発局は、本会、理学療法士及び理学療法に関する普及啓発を行い、次の 各部をもって構成する。
  - (1) 広報部
  - (2) 理学療法啓発部
  - (3) 調査·情報部

### (事務局)

- 第8条 事務局は、本会の運営に関する業務及び日本理学療法士協会・各都道府県理学療法士会レベルとの渉外活動を行い、次の各担当をもって構成する。
  - (1) 法人担当
  - (2) 総務担当
  - (3) 庶務担当
  - (4) 財務担当
  - (5) 共益担当

### (委員会)

- 第9条 常設委員会として、次の委員会を設置するほか、会長が必要と認めた場合は、 理事会の承認を経て特別委員会を設置することができる。
  - (1) 定款組織検討委員会
  - (2) 表彰委員会
  - (3) 倫理委員会
  - (4) 選挙管理委員会
  - (5) 代議員選挙管理委員会

#### (所堂事務)

第10条 各部、各委員会及び各センターの行う所掌事務の内容については、別に定める「職務分掌細則」による。

# (規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

#### 附則

- 1 この規程は、平成27年5月15日から施行する。
- 2、この規程は、平成27年11月19日から一部改正し施行する。
- 3、この規程は、平成30年2月14日から一部改正し施行する。